

議案第 7 号

狭山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

狭山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 24 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中狭山市職員の特殊勤務手当に関する条例第 2 条第 5 号の改正規定を次のように改める。

第 2 条第 5 号及び第 6 号を次のように改める。

（5）動物死体処理手当

（6）ダイオキシン類ばく露作業手当

第 2 条のうち狭山市職員の特殊勤務手当に関する条例第 2 条中第 6 号から第 8 号までを削り、第 9 号を第 6 号とし、第 10 号及び第 11 号を削り、第 12 号を第 7 号とし、第 13 号及び第 14 号を削り、第 15 号を第 8 号とし、第 16 号を第 9 号とし、第 17 号を第 10 号とし、同条に 1 号を加える改正規定中「第 6 号から第 8 号」を「第 7 号から第 11 号」に改め、「、第 9 号を第 6 号とし、第 10 号及び第 11 号を削り」を削る。

第 2 条中狭山市職員の特殊勤務手当に関する条例第 7 条の改正規定を次のように改める。

第 7 条及び第 8 条を次のように改める。

（動物死体処理手当）

第 7 条 動物死体処理手当は、清掃事業に係る職員が犬、猫その他の動物の死体を処理したときに 1 件につき 450 円を支給する。

（ダイオキシン類ばく露作業手当）

第 8 条 ダイオキシン類ばく露作業手当は、職員がダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成 11 年政令第 433 号）別表第 1 に定める廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設の検査、保守点検等の業務に従事したときに日額 300 円を支給する。

第 2 条中狭山市職員の特殊勤務手当に関する条例第 8 条から第 10 条までを削り、第 11 条を第 8 条とする改正規定を次のように改める。

第 9 条から第 13 条までを削る。

第 2 条中狭山市職員の特殊勤務手当に関する条例第 12 条及び第 13 条を削る改正

規定を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年2月22日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

狭山市職員の特種勤務手当の適正化を図るため、保育手当を廃止し、新たに廃棄物の焼却施設の検査、保守点検等の業務に従事した者への手当を定めたいので、この案を提出するものである。